

第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）  
議論の結果

令和2年4月30日から5月15日にかけて意見照会を行った第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）において、収集した知見を基に検討を行ったところ、下記のとおり結論を得た。

○ザリガニ類の生態的特性、被害に係る科学的知見及び近年の流通実態を再整理した結果、被害の実例があるまたは被害を及ぼす可能性が個別に指摘されている種だけでなく、ザリガニ類全般について、個々の種により被害の内容に違いはあるものの、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあると結論づけられた。このため、予防的観点からも、届出種以外のザリガニ類4科（ザリガニ科、アメリカザリガニ科（アメリカザリガニを除く。）、アジアザリガニ科（ニホンザリガニを除く。）、ミナミザリガニ科）についても特定外来生物に指定する必要があるとして専門家全体会合に諮る。

なお、指定に当たっては、新たに設定されたアジアザリガニ科を反映させるなど最新の分類体系に基づき指定を行う必要がある。

【ザリガニ類による生態系に係る被害】

- ・水草の切断や水生動植物の摂食による水生生物群集への影響
- ・ザリガニペスト（アフアノマイセス菌）や白斑病の運搬による、日本固有で絶滅危惧種のニホンザリガニやその他エビ目への影響
- ・すみかやエサなどの競合による、ニホンザリガニへの影響

○我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）の中で緊急対策外来種に選定されているアメリカザリガニについては、生態的影響（あるいは生態的特性）としては特定外来生物に指定する要件を満たしていると考えられる。しかしながら現行法下において指定した場合、飼育個体の大量遺棄が懸念されるなど、社会的な混乱を引き起こすことが懸念されるため、今回の指定は見送ることとする。現在、外来生物法施行状況評価検討会においても課題として挙げられており、環境省に対し次期法改正に向けて対応方法を検討するよう求める。また、当面の対応として、アメリカザリガニの生態系への影響と生息域の拡大防止について改めて普及啓発を

強化するよう求める。

○輸入が規制されている未判定外来生物が国内で流通している実態が見られることから、未判定外来生物指定時に既に流通していたか、指定後に輸入された可能性が想定され、制度の課題が指摘された。現在、外来生物法施行状況評価検討会においても課題として挙げられていると認識しており、環境省に対し次期法改正に向けて対応方法を検討するよう求める。